



KOYO 光陽国際特許事務所
光陽国際特許法律事務所

光陽通い

発行月：2021年1月



KOYO INTERNATIONAL PATENT FIRM

ごあいさつ

お客様のご発展に役立つこと、それが私たちの使命です。知的財産権の分野においては、国際的重要性が増し、出願書類の質、納期、サービスにおいて、益々高いものが要請されるようになり、その要請に応えられるよう、日々、精進しております。

この度、第16号として、冬号を発行致しました。常日頃より弊所をご愛顧頂いているお客様には、日々の感謝を申し上げるとともに、知財業務のお役に立つ情報となれば幸いです。また、新たに事務所をお探しのお客様には、これを機会に弊所をより深く知って頂き、是非弊所をご検討・ご用命くださいますようお願い申し上げます。

2021年冬号 目次

- | | | |
|---------------------|-------|----|
| ● ごあいさつ | | p1 |
| ● 業務紹介 | | p2 |
| ● 事務所の概要 | | p3 |
| ● 判決に学ぶ | | p4 |
| ● ミャンマーへの商標登録出願について | | p5 |
| ● 審査基準等の修正について | | p6 |
| ● 海外の特許事情 | | p7 |
| ● 電子契約サービスについて | | |
| ● 銀座界隈「てくてくグルメ」 | | p8 |



判決に学ぶ

弁護士・弁理士 井上 修一

判例解説 知財高裁令和2年6月17日判決（令和元年（行ケ）第10118号）

第1 初めに

本判決は、最高裁が、知財高判平成29年11月21日について、進歩性の判断における「予測できない顕著な効果」の判断手法に法令の解釈適用を誤った違法があるとして破棄し、差し戻したことを受け、知財高裁において、改めて、無効審判の請求がなされた各発明が「予測できない顕著な効果」を有するか否かについて判断した判決である。

第2 事案の概要

本件は、原告が、ヒトにおけるアレルギー性眼疾患を処置するための点眼剤に係る特許（特許第3068858号。以下、「本件特許」という。）につき、その特許権を共有する被告らを被請求人として特許無効審判を請求したところ、同請求は成り立たない旨の審決（以下、「本件審決」という。）を受けたため、同審決の取消しを求めた事案である。

1 本件特許

平成28年2月の訂正後の本件特許の特許請求の範囲に記載の発明（以下、「本件各発明」という。）は、以下のとおりである。なお、請求項2以下については記載を省略する。

【請求項1】

ヒトにおけるアレルギー性眼疾患を処置するための局所投与可能な、点眼剤として調製された眼科用ヒト結膜肥満細胞安定化剤であって、治療的有効量の11-(3-ジメチルアミノプロピリデン)-6,11-ジヒドロジベンズ[b,e]オキセピン-2-酢酸またはその薬学的に受容可能な塩を含有する、ヒト結膜肥満細胞安定化剤。

2 本判決前の経緯

本件は、本判決に至るまで複雑な経緯を辿った事案であるが、最終的に、最高裁（最判令和元年8月27日）は、知財高判平成29年11月21において本件各発明の効果が「予測できない顕著なもの」であることを否定して本件審決を取り消した点に、法令の解釈適用を誤った違法があるとして、同判決を破棄し、知財高裁に差し戻した。

なお、本判決前の経緯及び上記最高裁判決の詳細については、本連載2020年冬号において解説していることから、そちらを参照されたい。

第3 判旨

本判決は、以下のように述べて、原告の請求を棄却し、無効審判請求を不成立とした本件審決を維持した。なお、下線は筆者が付したものである。

「前訴判決は、本件各発明について、その発明の構成に至る動機付けがあると判断しているところ、発明の構成に至る動機付けがある場合であっても、優先日当時、当該発明の効果が、当該発明の構成が奏するものとして当業者が予測することができた範囲の効果を超える顕著なものである場合には、当該発明は、当業者が容易に発明することができたとは認められないから、前訴判決は、このような予測できない顕著な効果があるかどうかまで判断したものではなく、この点には、前訴判決の拘束力（行政事件訴訟法33条1項）は及ばないものと解される。」

「本件明細書の記載によると、…本件発明1における本件化合物の効果として、ヒト結膜肥満細胞からのヒスタミン放出阻害率は、 $30\mu M \sim 2000\mu M$ の間で濃度依存的に上昇し、最大値92.6%となっており、この濃度の間では、クロモリンナトリウムやネドクロミルナトリウムと異なり、阻害率が最大値に達した用量（濃度）より高用量（濃度）にすると、阻害率がかえって低下するという現象が生じないことが認められる。」

「本件優先日当時、本件化合物について、ヒト結膜肥満細胞からのヒスタミン放出阻害率が $30 \sim 2000\mu M$ までの濃度範囲において濃度依存的に上昇し、最大で92.6%となり、この濃度の間では、阻害率が最大値に達した用量（濃度）より高用量（濃度）にすると、阻害率がかえって低下するという現象が生じないことが明らかであったことを認めることができる証拠はない。」

「ケトチフェンは、ヒトの場合においては、モルモットの実験結果（甲1）とは異なり、ヒト結膜肥満細胞安定化剤としての用途を備えており、ヒスタミン遊離抑制率は、誘発5分後で67.5%，誘発10分後で67.2%であることが認められる。もっとも、本件優先日当時、ケトチフェンがヒト結膜肥満細胞からのヒスタミン遊離抑制率について $30\mu M \sim 2000\mu M$ の間で濃度依存的な効果を有するのか否かが明らかであったと認める能够性がある証拠はない。」

「甲1の記載に接した当業者が、ケトチフェンの効果から、本件化合物のヒト結膜肥満細胞に対する効果について、前記アのような効果を有することを予測することができたということはできない。」

「本件化合物と、塩酸プロカテロール（甲20）、クロモグリク酸二ナトリウム（甲34）、ペミロラストカリウム（甲37）は、化学構造を顕著に異なるものであり、…三環式骨格を同じくするアンレキソノクスと本件化合物のモルモットの結膜からのヒスタミンの遊離抑制効果が異なり、ネドクロミルナトリウムと本件化合物のヒト結膜肥満細胞に対する安定化効果が異なることからすると、ヒト結膜肥満細胞に対する安定化効果も、その化学構造に応じて相違することは、当業者が知り得たことであるから、前記a（筆者注：本判決中の甲20、甲34及び甲37の内容について説明した部分）の実験結果に基づいて、当業者が、本件化合物のヒト結膜肥満細胞に対する安定化効果を、前記a記載の化合物と同様の程度であると予測し得たということはできない。」

また、前記aの各記載から、塩酸プロカテロール（甲20）、クロモグリク酸二ナトリウム（甲34）、ペミロラストカリウム（甲37）がヒト結膜肥満細胞からのヒスタミン放出阻害率について $30\mu M \sim 2000\mu M$ の間で濃度依存的な効果を有するのか否かが明らかであると認ることはできず、他に、これらの薬剤がヒト結膜肥満細胞からのヒスタミン放出阻害率について $30\mu M \sim 2000\mu M$ の間で濃度依存的な効果を有するのか否かが明らかであると認めることができる証拠はない。

したがって、前記aの各記載から、本件化合物のヒト結膜肥満細胞からのヒスタミン放出阻害について前記アのような効果を有することを予測することができたということはできない。」

「以上によると、本件発明1の効果は、当該発明の構成が奏するものとして当業者が予測することができた範囲の効果を超える顕著なものであると認められるから、当業者が容易に発明をすることができたものと認めるることはできない。」

第4 解説

1 本判決前の事情

特許出願に係る発明が進歩性を有するかを判断するにあたっては、当該特許出願に係る発明が、「予測できない顕著な効果」を有するものであるかが考慮されることがある。このような「予測できない顕著な効果」を、進歩性の判断の中でどのように位置付けるかについては多数の学説が存在していたところ、最判令和元年8月27日において、この点について、一定の判断が示された。

すなわち、上記最高裁判決は、特許出願に係る発明の効果が「予測できない顕著なもの」であるか否かを、従来技術との比較によって判断することを否定し、特許出願に係る発明の構成から当業者が予測することができた範囲の効果を超える顕著なものであるか否かという観点から判断すべきものとした。

また、「予測できない顕著な効果」を進歩性の判断の中でどのように位置付けるかについては、従来、発明の構成の容易想到性判断の中で考慮する従属要件説と、発明の構成の容易想到性とは別個の独立した判断要素とする独立要件説とが対立していたところ、上記最高裁判決は、どのような立場を採用するかについて明示的に述べたわけではないものの、学説上、独立要件説と親和性が高いものと解されていた。

2 本判決について

本判決は、最高裁による差戻しを受けて、上記最高裁判決における判断を前提に、知財高裁において、改めて、本件各発明が「予測できない顕著な効果」を有するか否かについて判断し、この点を肯定した判決である。

（1）「予測できない顕著な効果」の進歩性判断における位置付けについて

まず、本件に係る前訴判決（知財高判平成26年7月30日）は、本件各発明について、甲1及び甲4との対比において、その発明の構成に至る動機付けがあり、容易に想到することができたと判断していた。したがって、再度の審判手続きにおいて審判官は、前訴判決の拘束力（行政事件訴訟法33条1項）に反する認定判断をすることは許されず、審決取消訴訟においても、前訴判決の拘束力に従ってなされた審決を違法とすることはできないところ、本判決は、前訴判決が発明の構成に至る動機付けがあると判断している場合であっても、予測できない顕著な効果があるかどうかまで判断したものではなく、この点には、前訴判決の拘束力は及ばないものとしている。

上記最高裁判決と同様、独立要件説を採用することを明示したわけではないものの、発明の構成に至る動機付けの有無に係る判断と、予測できない顕著な効果の有無に係る判断とを明確に区別し、前訴判決において、発明の構成に至る動機付けがあり容易に想到することができたものと判断していた場合においても、予測できない顕著な効果を有することを理由に進歩性を肯定することを認めている点に鑑みれば、上記最高裁判決以上に独立要件説と親和性が高い判断がなされているものと解される。

(2) 「予測できない顕著な効果」の有無の判断について

上記のとおり、最高裁判決は、「予測できない顕著な効果」の有無を、あくまで特許出願に係る発明の構成を前提として判断すべきものとしているところ、本判決は、これを受け、本件各発明に係る化合物がヒト結膜肥満細胞に対する安定化効果を有することについて当業者が予測できたか否かについて、各証拠に基づいて詳細に検討の上、結論として、本件各発明の効果が、当業者が予測することができた範囲の効果を超える顕著なものであるとして、本件各発明の進歩性を肯定したものである。

3 今後の留意事項

上記の通り、本判決は、「予測できない顕著な効果」を発明の構成の容易想到性とは

別個の独立した判断要素とする独立要件説と親和性が高く、発明の効果が予測できない顕著なものである場合には、発明の構成に至る動機付けの有無を問わず、直ちに進歩性が肯定されるべきとしているものと解される。

これに対し、現在の進歩性に係る審査基準（特許・実用新案審査基準第III部第2章第2節）においては、「有利な効果」を、進歩性が肯定される方向に働く要素の一つとしており、このような判断手法は、従属要件説と整合的なものであり、本判決の判断とは整合していないものと思われる。

この点については、進歩性に係る審査基準の改訂の可能性を含めて議論がなされており、進歩性判断における効果の位置付けについては、今後の動向についても注目を要するところである。

ミャンマーへの商標登録出願について

文：弁理士 荒船 博司

これまで、ミャンマーでは商標法が存在しなかつたため、商標を保護するためには、ミャンマー国内における使用に基づく慣習法上の保護か、若しくは、商標所有権の宣言書（Declaration of Ownership of Trademark）を証書登記事務所（ORD : Office of the Registration of Deeds）に登記し、新聞において警告通知（Cautionary Notice）を行う形で形式的に保護するしかありませんでした。しかし、ミャンマーの更なる発展のためには知財制度の整備が欠かせないとして、JICAの協力のもと、法整備が進められ、2019年に初の商標法が制定されました。商標法施行日は未定です（2020年12月現在）が、商標法施行前の「ソフトオープン期間」が2020年10月1日より開始されています。今回は、商標法の概要及び当該ソフトオープンに関する情報につき、WIPO日本事務所、JICA及び現地代理人からの情報をまとめたものを、以下の通りご案内いたします。

■商標法の概要

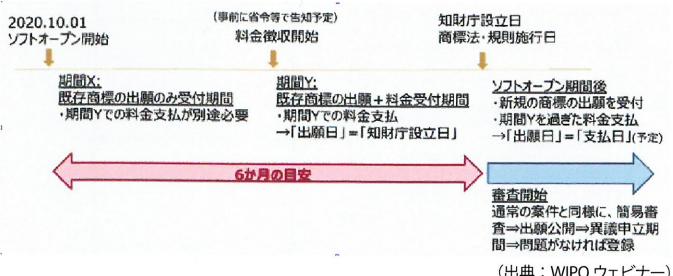
初の商標法では、商標登録には先願主義が採用され、一出願多区分制が導入されています。また、商標の商品役務に関する区分はグランドオープン時のニース国際分類の最新版が採用される事も決まっています。

■ソフトオープンの詳細について

・ソフトオープン期間 予想スケジュール



ソフトオープンが10月1日から開始されています。ソフトオープン期間内に既存商標を出願し、料金支払を済ませた場合、書類不備が無い限り、商標法施行日（＝知財庁設立日）が出願日と認定されます。



上記期間X及びY、いずれの期間であっても、ソフトオープン期間内に「出願」+「料金の支払い」を行えば、「知財庁設立日」が「出願日」と認定されます。なお、料金は現時点（2020年12月現在）でまだ発表はありません。

■ソフトオープンに関するその他の情報

●ソフトオープン期間内に優先措置が受けられるのは、出願の対象となる商標と既存商標とが、「商標自体が同じ」と「対象となる商品・サービスが同じ」である必要があります。そのため、商品・サービスを追加したい場合は、急いで、従来のORD登録を行う必要があります。また、商標の同一性について、カラーとモノクロの違い、書体の違い等が、同一視されるかどうかは現在検討中ということですので、なるべく同一のものでの出願をお勧めいたします。

●2件以上のORD登録に基づいて1つの商標出願ができます。

ただし、審査官が書類内の記載を見落としてしまい、スムーズに登録とならない可能性もあるということです。

●必要書類について

- (a) 過去に契約書等登記所で登記された標章、
- (b) 契約書等登記所で登記された登記証書（正式複写）、
- (c) 新聞広告、または一般に告示したことの証明、
- (d) 連邦内の市場において実際に使用したことの証明、
- (e) 自分の商標を広告したことの証明、
- (f) 納税の領収書、または、経費に関する領収書
- (g) 申請人が、過去に契約書等登記所で登記した商標所有者でない場合は、商標所有者から譲渡した、または所有者名義を変更したことの証明、等の何れか1つの提出で問題ないが、(b) (c) の両方の提出にご協力いただきたいということです。なお、(b) 登記証書については、原本でなくともコピーで構いません。

●現地代理人への委任状について

委任状については、フォーム自体未だ検討中のフェーズですが、日本からの出願の場合、ミャンマー大使館での領事認証まで必要となる可能性が高いということです。

●商標の保護期間は出願日から10年となります。

●出願後の流れ

ソフトオープン期間終了後、審査が始まります。

通常の案件と同様に、簡易審査⇒出願公開⇒異議申立期間⇒問題がなければ登録、の流れとなります。

◇審査に関して

- ・簡易審査は、方式審査と絶対的拒絶理由についての審査のみ行う
- ・商標の商品役務に関する区分は、グランドオープン時のニース国際分類の最新版が採用
- ・多区分1出願が可能
- ・指定商品役務の表記に関して、表記が明確でない場合は補正指令が出される予定
- ・ソフトオープン期間に出願した案件について書類不備があった場合は、補充又は補正する機会は与えられる予定
- ・審査期間は他のASEAN諸国と同程度の期間となる予定であるが、登録までのくらいかかるかは未定

◇異議申立てに関して

- ・異議申立ての適格は「何人も」と解されている
- ・ソフトオープン期間に同一・類似商標が出願された場合、異議申立てを行わない両方とも登録になってしまう
- 類似商標、類似商品であっても並存登録されてしまうため、異議申立てが重要です。異議申立期間を過ぎた後でも無効申立ては可能ですが、やはり異議で戦っておく方が（ミャンマーの審査官の心証の面からも）良いということです。

競合した場合の証拠の優劣は総合評価ですが、実際に商取引の実績がある方を重視する傾向が予想され、また、くじ引きの導入の可能性もあります。

●「継続的使用権」について

商標法93条(a)「本法の発効前に有効であった登録法に従って証書登記所において登録された標章の権利者、又は連邦の市場において実際に使用されている未登録標章の権利者は、標章登録の権利を保全したい場合、本法に従って登録申請を行おうとする。」とあるため、ミャンマー国内ですでに使用されている商標であっても、知財庁への商標登録無しに継続的な使用の権利を主張することは難しいということです。

●商標データベースについて

出願公開できるウェブサイトの完成時期としてグランドオープン時を目指していますが、検索ができるまでにはまだ時間がかかるということです。

伝統的な親日国であり、地政学的にも重要性が益々増大するミャンマーは、貴社の今後の事業戦略において無視できない国であると思われます。弊所は從来のORD登録の経験も多数あり、ミャンマー現地代理人とも太いパイプがあるため、スムーズに貴社のお手伝いが可能です。ミャンマーでの知財保護をご検討の際は、ぜひ弊所までご相談いただけますと幸いです。

審査基準等の修正について

文：弁理士 赤澤 高

1. はじめに

令和2年11月20日(金)に産業構造審議会 知的財産分科会 特許制度小委員会で説明された審査基準等の修正について紹介する。

2. 申請手続等のデジタル化に関する修正について

(1) 押印に関する運用

政府全体の方針に従って、審査基準等における押印に関する運用についても、原則廃止の方向で検討中。

(例)・発明の新規性喪失の例外の適用を受けるための証明書の押印

・実験成績証明書の押印

3. 出願人との意思疎通に関する修正について

(1) 電子メールを意思疎通の手段として明記

►現行の記載

審査基準 第1部 第2章 第8節

出願人との意思疎通及び審査のために必要な書類等の求め

1. 概要

審査官は、拒絶理由を解消するために、出願人がどのような対応を行なえばよいかを示すことができる場合は、積極的に出願人との間で意思疎通を図る。意思疎通の手段としては、拒絶理由通知書における補正、分割等の示唆、面接や電話又はファクシミリによる連絡等(以下この部において「面接等」という。)がある。…

►修正案

審査基準 第1部 第2章 第8節

出願人との意思疎通及び審査のために必要な書類等の求め

1. 概要

審査官は、拒絶理由を解消するために、出願人がどのような対応を行なえばよいかを示すことができる場合は、積極的に出願人との間で意思疎通を図る。意思疎通の手段としては、拒絶理由通知書における補正、分割等の示唆、面接や電話・電子メール等による連絡等(以下この部において「面接等」という。)がある。…

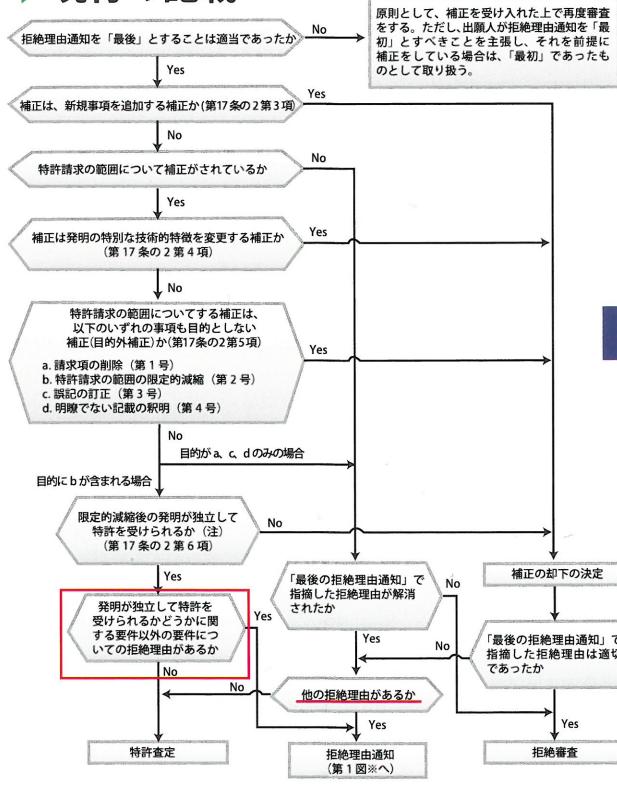
*なお、改定後もファクシミリによる意思疎通を行うことは可能。

4. 「最後の拒絶理由通知」に対する応答として補正がなされた場合の審査の流れに関する修正について

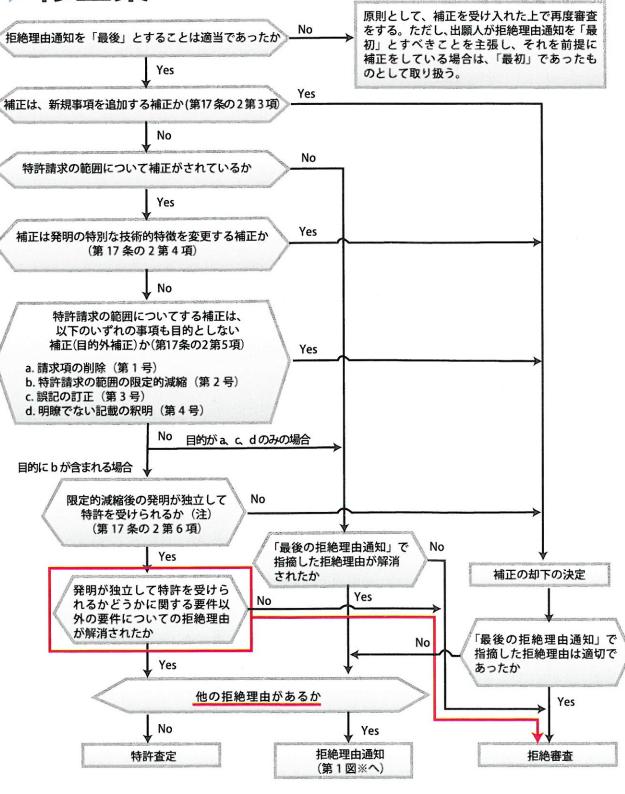
(1) 審査の流れの図の修正

独立特許要件(第29条、第29条の2、第32条、第36条第4項1号及び第36条第6項第1号から第3号、第39条第1項から第4項)を満たして補正を却下しない場合であっても、他の拒絶理由が解消しなければ拒絶査定となる(審査基準第1部第2章第6節)との記載との整合を図るために、同章の第2図を修正。

►現行の記載



►修正案



5. まとめ

詳細につきましては、特許庁のホームページを御覧ください。

出典元：https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/kijun_wg/15-shiryou.html



海外の特許事情

文：弁理士 穂吉康平

中国－第4次特許法改正

2020年10月17日に中国特許法（専利法）の改正案が可決され、翌年6月1日より施行されることとなりました。主な改正点は以下の通りです。

- ・権利濫用を防止する特許権行使の制限（二十条）
- ・新規性喪失の例外の適用範囲の拡大（二十四条）
- ・新薬の承認や審査の遅延にかかる期間を補償する、存続期間の延長制度の導入（四十二条）
- ・オープンライセンス制度の導入（五十～五十二条）
- ・損害賠償額の立証負担の軽減（六十九条、七十一条）
- ・故意の侵害に対する懲罰的賠償制度の導入（七十一条）
- ・侵害に対する法定賠償額の引き上げ（七十一条）
- ・侵害の時効期間の延長（七十四条）

中国特許法が改正されるのは、12年ぶりとなります。今回の改正は、特許権者の合法な権益の保護の強化、特許の実施及び活用の促進、特許権付与制度の完備などを目的としています。今後、特許法の改正に合わせて実施細則や審査指南も改正されると思われます。

アメリカー特許適格性（101条）に関するCAFC大法廷判決

連邦巡回区控訴裁判所（CAFC）大法廷は、機械系の特許クレームが特許適格性（101条）を欠くとしたCAFC原判決を支持し、再審理申立を棄却しました（American Axle & Manufacturing (AAM) v. Neapco Holdings）。

本件で注目すべきは、近年特許適格性が問題と

なっているビジネスモデルやコンピューター関連分野の発明ではなく、機械部品の製造方法の発明に対して、Alice/Mayo テストが適用されて特許適格性が否定されたという点です。

対象となった特許クレーム 22 は、プロペラシャフトの製造方法を主題としています。その構成要素のうち、「…振動を減衰させるために、…ライナーの重量及び剛性を調整する」という特徴が注目され、次のように判断されました。この特徴は、フックの法則（自然法則）の利用を想起させるものである（ステップ 2A, Yes）。そして、所望の結果が記載されているに過ぎないことから、法的例外に特許適格性を与えるような発明的概念が記載されていない（ステップ 2B, No = 特許適格性なし）。

このように、クレームを作成する際は、機械系の発明であっても、具体的な構造で限定せずに機能的な結果のみを記載すると、特許適格性を否定されるリスクがあることに注意すべきかと思います。今後、さらに最高裁によって特許適格性の判断が示される可能性があり、続報が待たれます。

ヨーロッパ二重特許の禁止

2020年9月に発行された EPO 官報によれば、二重特許を認めるかどうかについての質問が、審判部から拡大審判部に付託されました。

ヨーロッパ特許条約には、明確に二重特許を禁止する条文が存在しません。しかし、審査便覧によれば、出願人と出願日（優先日）のいずれもが同一の2件

の出願について、請求の範囲が完全に同一である場合には、一方の請求の範囲を補正するか、一方を特許付与の対象として選択しなければならないとされています。つまり、二重特許は認められないとされています。一方で、2件の出願について、請求の範囲の一部のみが重複する場合には、二重特許とはならないとされています。

今後の拡大審判部の判断によっては、分割出願の利用に影響が出るかもしれません。ヨーロッパ特許実務では、係属状態の維持や審査のやり直しを目的として、原出願と同一の発明を対象とする分割出願が広く行われているためです。

インドー特許規則の改正

2020年10月19日に、インド特許規則が改正され、施行されました。主な改正点は以下の通りです。

- ・PCT インド移行において、優先権証明書は、特定の場合を除き提出不要であることが明記されました（規則 21(1)）。
- ・優先権証明書の英訳文は、優先権主張が有効であるかどうかが特許性の判断に影響する場合等にのみ、提出が求められます（規則 21(2)）。
- ・実施報告書の提出時期及びフォーマットが変更されました（規則 131、Form27）。

優先権証明書の英訳文は、これまで実務上ほぼ全ての PCT インド移行で提出しており、出願人にとって大きな負担となっていました。今後は原則として提出不要となり、国際的な標準に近づいたと言えます。一方、同じくインド特有であり、特許権者の負担となっている実施報告制度は、今後も存続しますが、提出書類が一部簡略化されました。

電子契約サービスについて

弁護士 中井 英登

1 はじめに

テレワークの推進・普及により、利用者が作成した電子文書について、サービス提供事業者自身の秘密鍵により暗号化を行うこと等によって当該文書の成立の真正性及びその後の非改変性を担保しようとするサービス（以下「電子契約サービス」といいます。）が注目されます。以下、電子契約サービスに関する電子署名及び電子文書の真正な成立に関する推定効に関する要点を述べます。

2 電子署名について

電子契約サービスにおいて、利用者は、少なくとも物理的には電子署名を行っていません。そのため、従来、サービス提供事業者が、電子署名及び認証業務に関する法律（以下「法」といいます。）上、どのように位置付けられるのかが問題とされてきました。

この点、総務省・法務省・経済産業省は、令和2年7月17日、①電子契約サービスについて、技術的・機能的に見て、サービス提供事業者の意思が介在する余地がなく、利用者の意思のみに基づいて機械的に暗号化されたものであることが担保されていると認められる場合であれば、利用者が、「当該措置を行った者」（法2条1項1号）に該当し、さらに、②付随情報（注：サービス提供事業者に対して電子文書の送信を行った利用者やその日時等の情報）を含めての全体を1つの措置と捉え直すことによって、電子文書に付された当該措置が利用者の意思に基づいていることが明らかになる場合には、法2条1項1号の定める「当該措置を行った者」の作成に係るものであることを示すためのものであることの要件を満たすとの考えを示しました（注1）。

また、総務省・法務省・経済産業省は、令和2年9月4日、電子契約サービスにおける電子署名が、法3条の「（電子署名）」を行るために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができる「（電子署名）」に該当するためには、法2条1項1号の要件に加えて、当該サービスが①利用者とサービス提供事業者の間で行われるプロセス及び②①における利用者の行為を受けてサービス提供事業者内部で行われるプロセスのいずれにおいても十分な水準の固有性（注：暗号化等の措置を行うための符号について、他人が容易に同一のものを作成することができないと認められること）を満たしていることが必要との考え方を示しました（注2）。

3 電子文書の真正な成立に関する推定効について

(1)裁判上、電子文書が真正に成立したものと推定される効果（以下「推定効」といいます。）が認められるためには、法3条に規定する電子署名が本人の意思に基づき行われたと認められることが必要です。

この点、主務大臣から、設備・本人確認の方法・業務体制等が一定の認定基準を満たしていることの認定を受けた特定認証事業者（注3）である認定認証事業者（法8条・4条1項）から、電子署名の認証を受けることは、サービスの利用開始以前に認定認証事業者による利用者の本人確認が行われるため（法6条1項2号・法施行規則5条）、文書における印鑑登録証と同様、上記の事実についての立証のために有用と思われます（注4）。

(2)電子文書に法3条に規定する電子署名がなく又はそれが本人によるものと認められない場合には、文書に本人による押印がない場合と同様、法3条の推定効によらず、電子文書の真正な成立を直接立証する必要があります。そのため、契約締結前段階での本人確認情報、文書や契約の成立過程を示すメール等の証跡を保存しておくことなどが重要となります（注5）。

注1) 総務省・法務省・経済産業省・令和2年7月17日付け「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A」問2。

注2) 詳細については、総務省・法務省・経済産業省・令和2年9月4日付け「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A(電子署名法第3条関係)」問2。

注3) 特定認証事業者とは、法施行規則2条に定める基準（例えば、ほぼ同じ大きさの2つの素数の積である2048ビット以上の整数の素因数分解など）に適合する電子署名について行われる認証業務を行う事業者のことです。

注4) ただし、認定に要する費用の反面、主務大臣の認定と推定効との間に直接的な関係のないことなどから、電子契約サービスのほとんどが、認定を受けていない特定認証業務の枠組みの中で提供されているとの指摘があります（<https://www.cloudsign.jp/media/20181211-tokuteininsyougyoumu/>）。

注5) 内閣府・法務省・経済産業省・令和2年6月19日付け「押印についてのQ&A」問6、高林淳=商事法務編「電子契約導入ガイドブック」118-121頁。

銀座界隈

光陽の近くにある人気のグルメスポットに行ってみました！

てくてく グルメ

とっておきのお店を
ご紹介します。



そば処 和食「そばがみ」



すし善 銀座店



そば処 和食「そばがみ」

住所：東京都千代田区有楽町1丁目1-2 東京ミッドタウン日比谷3F

電話：03-6812-7123



「日本料理 神谷」が手掛ける本格的なそば処。
こだわりの手打ち蕎麦と季節のお料理を欲張りに満喫できるコースがおすすめ。（ランチ ¥2,200～税込）

名物のからすみ蕎麦は、程よい塩気と蕎麦の風味が口の中に広がる贅沢な一皿。華やかな色彩が目でも楽しませてくれる。旬の食材と香りを活かした上品な味わい、実りの秋を思わせる美しい盛り付けが五感を刺激する創作料理は、職人技の光る数々。中でも、蕎麦の実をまとった海老の香り揚げ、蛸のやわらか煮、織細など巻き玉子は絶品だ。

本格的な手打ち蕎麦2種類を食べ比べできるのも嬉しい。山形県産の新蕎麦はさっぱりとした爽やかな風味、福島県猪苗代産の蕎麦は深みのある濃厚な味わいが魅力であり、甲乙つけがたい。名店が手掛ける自慢のお料理を堪能しながら、季節の訪れを感じひとときを。

■ 営業時間 Lunch 11:30 ~ 15:00 (L.O.14:30)
Dinner 17:30 ~ 22:00 (L.O.21:00)
定休日：月曜日（祝日の場合は翌日）

すし善 銀座店

住所：東京都中央区銀座七丁目8-10 FUKUHARA GINZA 地下1階

電話：03-3569-0068

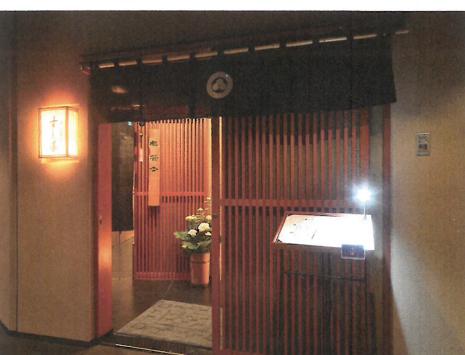
名店が軒を連ねる銀座7丁目にある寿司店「すし善」。弊所スタッフにもファンが多いこのお店で、ランチコース（¥3,850～税込）をいただく。

職人が目の前で1貫ずつ、大切に心を込めて握るお寿司は、四季折々の旬の素材を使っており、まさに一期一会。

コハダ・シマアジ・マツカワカレイに卵焼き…瑞々しい輝きを放つ新鮮な素材を使用し、妥協を許さない職人の技で仕上げられた握りは絶品である。口のなかでパラリとほどのける酢飯も絶妙だ。ランチは握り9貫からいただくことができ、サラダ・お椀・シャーベットがついてコストパフォーマンスも抜群。

「銀座のお寿司屋さんは敷居が高い」と思っている人でも大丈夫。職人をはじめ、スタッフの方々の笑顔とホスピタリティに心が温かくなり、「また来たい」と感じるのは間違いない。大切な人と、良き友人と、何度も足を運びたくなる名店である。

■ 営業時間 Lunch 11:00 ~ 14:30
Dinner 17:00 ~ 22:30
定休日：日曜日



KOYO

光陽国際特許事務所

光陽国際特許事務所 Koyo International Patent Firm

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-1-3 東京宝塚ビル17階

TEL : 03-5251-5721 (代表) FAX : 03-5251-5727

URL : <http://www.koyo-patent.co.jp>